

## 人件費に関する優遇税制

### ■はじめに

平成 25 年度税制改正において、従前の雇用促進税制の拡充に加えて、所得拡大促進税制の創設がなされました。どちらの制度も、雇用の確保や所得水準の拡大といった、従業員にメリットのある施策を講じた場合に、税額控除の優遇を与える制度です。本稿では、人件費に関わるこの 2 つの優遇税制の内容について簡単にご紹介します。

### ■雇用促進税制

会社が雇用する従業員を増加した場合に、増加した従業員一人当たり 40 万円（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の場合）の税額控除を受けることができる制度です。本優遇税制を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- ① 青色申告法人であること
- ② 会社都合による離職者がいないこと
- ③ 当該年度（適用年度）に増加した雇用者数（雇用保険の一般被保険者数）が 5 名（中小企業では 2 名）以上いること。
- ④ 雇用者数が前年度末比で 10%以上増加していること。
- ⑤ 給与等の支給額が、比較給与等支給額（注 1）以上であること。
- ⑥ 適用年度開始後 2 ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出していること。
- ⑦ 適用年度終了後 2 ヶ月以内に雇用促進計画の達成状況の確認を求めること。
- ⑧ 確定申告書等に上で確認を受けた雇用促進計画の写しを添付して税務署に申告すること。



（注 1）比較給与等支給額

比較給与等支給額＝前年度の給与等支給額＋前年度の給与等支給額 × 雇用増加割合 × 30%

簡単にまとめると、従業員を 10%以上増加させ、かつ前年度比で 1 人あたりの平均給与が増加している場合に本税制が適用可能です。この場合、法人税額の 10%（中小企業の場合は 20%）を上限として、増加雇用者数 1 人あたり 40 万円（平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合）の税額控除を受けることができます。

なお、本優遇税制を適用する場合、適用年度の開始

後 2 ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出する必要がある点にご注意ください。

### ■所得拡大促進税制

平成 25 年度税制改正で新たに創設された制度です。国内雇用者に対する給与等を増加させた企業に対し、一定の税額控除が認められます。

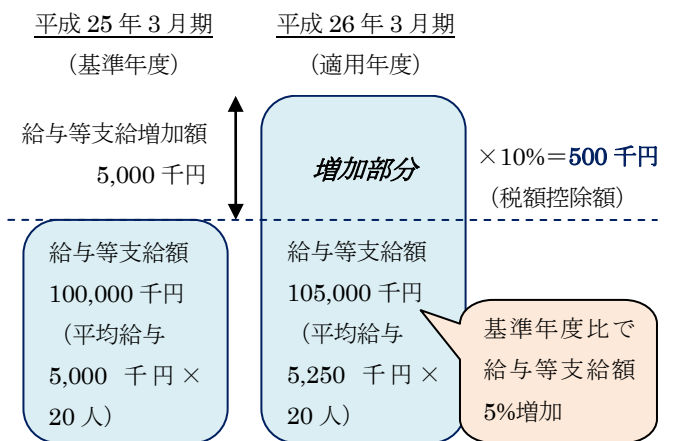
適用要件は以下のとおりです。

- ① 基準年度（注 2）と比較して給与等支給額が 5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が、前事業年度を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額（雇用者一人当たりの支給額）が、前年度の平均給与等支給額を下回らないこと（注 2）基準年度

平成 25 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度のこと。3 月決算法人の場合、平成 25 年 3 月期が基準年度となる。

以上の要件を満たす場合、法人税額の 10%（中小企業の場合は 20%）を上限として、給与等支給増加額の 10%の税額控除が可能です。

<イメージ図>



### ■おわりに

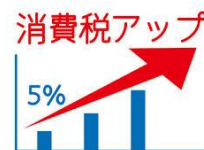
雇用促進税制と所得拡大促進税制は重複適用が認められていないため、適用にあたっては有利不利の判定が必要です。本優遇税制の適用を検討する場合には、お早めに弊法人担当者までお問い合わせください。

（文責：東京事業部 藤村 千秋）

## 消費税経過措置、簡易課税制度はご注意ください！

2013年も残すところ1か月となりました。今年は年の後半にオリンピック招致が決まるなど、明るい空気で1年を締めくくれそうな気がします。さて、来年の4月にはいよいよ消費税の税率が現行の5%から8%にアップしますが、不動産貸付業や建設業・製造業などで一定の要件を満たす取引については、経過措置により旧税率が適用されることとされています。この経過措置の適用を受けるため、9月末までの駆け込み需要で、建設業等一部の業界が賑わっていたのは皆様もよくご存じのことと思います。同じ買い物をするのであれば、税率税がアップする前に購入したいと思うのは当然の心理です。ただし、これは消費者にとっての話で、事業者の場合は事情が異なります。

消費税の納付税額の計算は、自社が預った売上に係る消費税から、自社が負担した仕入れに係る消費税を差し引いて納付する原則課税方式と、売上に係る消費税額に事業の種類別に決められた『みなし仕入率』を乗じて計算した金額を差し引いて納付する簡易課税方式の二通りの計算方法があります。



このうち、原則課税方式を採用している場合は、預った消費税と支払った消費税の差額を納付することから、原則として今回の税率のアップは自社の損益には影響は出ません。経過措置の適用があった場合でも、差額を納付することから、やはり原則として影響は出ないこととなります。

一方で、簡易課税制度を採用している場合は注意が必要です。経過措置が適用される売上有る場合、売上に係る消費税は旧税率の5%で預るのに対して、経費等の支払は8%で支払うこととなりますが、簡易課税方式は実際に支払った消費税を納付税額を計算する際に考慮しないため、結果的には自社の損益が悪化することとなります。簡易課税を選択している事業者で、経過措置の適用がある取引を多く抱えている場合には、その影響について、一度ご検討をされてはいかがでしょうか。

(文責：関内事業部 亀井 久義)

## 「したいこと」は、過去形で書いてみましょう

いよいよ年末。早いもので今年最後の朝日だよりとなりました。これから年末年始にかけてメディア等では「ヒット商品番付」や「今年の10大事件」などが発表され、今年を振り返る企画が目白押しとなります。十人十色、様々な1年の振り返り方があるかと思いますが、今回は、偶然目にとまったコラムに書いていた、ユニークな1年の振り返り方を紹介します。これを書いた男性作家の方は、「自分にとっての大事件を起こつてから記録するのではなく、起こる前に予測する」そして、その年の終りに年始に自分が予測した(書いた)

大事件が、実際に起こったかどうかを見比べるそうです。つまり大事件とは目標のことで、「これらを実現するための大切なポイント」は、下記の4点に絞られるそうです。

- (1) 世の中の大出来事ではなく、自分の出来事を予測すること。
- (2) 「できれば」を卒業する。「できれば」と考えていることは、できない。「できれば」を「きっと」に変えてみる。



- (3) 新しく始めたことだけではなく、続けていることも大事件になる。例：テニスの練習を100日達成
- (4) 今年実現したいことを「・・・する」ではなく「・・・した」と過去形で年始に宣言してしまう。

これらを踏まえて、2014年の私の大事件を宣言すると「できるだけ休日は家族と一緒に過ごす」ではなく、「2014年は、日曜日の午前中は家族と一緒にすごした」になるでしょうか(笑)

毎年、年始の抱負をかかげるものの実現できず、お嘆きの方・・・1度おためしに「年始に今年の大事件を過去形で宣言！」してみませんか？ちなみに、この作家の方は、年賀ハガキで他人に宣言してしまうそうです。

(文責：逗子事業部 阿部 眞季)